令和８年度 第１回

千葉市自転車等駐車対策協議会

令和８年８月２８日（金）

千葉市建設局道路部自転車政策課

令和８年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会

日　時：令和８年８月２８日（金）午後３時００分から
場　所：千葉市役所本庁舎３階　Ｌ３０４会議室

次　　第

１　開　　会
２　挨　　拶
３　議　　題
（審議事項）
議題１　「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」の改正について
議題２　新宿公園における自転車等放置禁止区域の指定について
（報告事項）
議題３　「駐輪場の管理運営手法」の見直しについて
議題４　「千葉市指定自転車駐車場の整理に要する費用算定要綱」の改正について

４　閉　　会

令和８年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会　出席者名簿

No.	区分	団体名（法人名）	委員役職名	委員名	出欠（予定）	参加方式	備考
1	学識経験者	日本大学	名誉教授	榛澤（ハンザワ）　芳雄（ヨシオ）	○	会場	
2		日本大学	准教授	押田（オシダ）　佳子（ケイコ）	○	WEB	
3	関係団体の代表者	東日本旅客鉄道株式会社　千葉事業本部	千葉駅副駅長	繁名（ハンナ）　朋宏（トモヒロ）	（代理）桑本英実	会場（代理）	
4		京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部鉄道企画担当課長	浅岡（アサオカ）　祐介（ユウスケ）	○	会場	
5		千葉市女性団体連絡会	会計	竹山（タケヤマ）　富美子（フミコ）	○	会場	
6		千葉都市モノレール株式会社	運輸部運輸管理課長	露崎（ツユザキ）　卓也（タクヤ）	○	WEB	
7		（一社）千葉県バス協会	専務理事	成田（ナリタ）　斉（ヒトシ）	×	欠席	
8		千葉商工会議所	常務理事	國方（クニカタ）　俊治（シュンジ）	○	会場	
9		千葉市交通安全推進協議会	千葉市交通安全推進協議会副会長（千葉西交通安全協会会長）	佐藤（サトウ）　春夫（ハルオ）	○	会場	
10		千葉市町内自治会連絡協議会	若葉区町内自治会連絡協議会会長	内山（ウチヤマ）　英昭（ヒデアキ）	○	会場	
11		千葉市青少年育成委員会会長会	会計	篠田（シノダ）　智子（トモコ）	×	欠席	
12		千葉市子ども会育成連絡会	会長	田原（タバラ）　洋子（ヨウコ）	○	会場	
13		千葉市ＰＴＡ連絡協議会	副会長	岩渕（イワブチ）　美穂（ミホ）	○	WEB	
14	関係行政機関の職員	千葉県　環境生活部くらし安全推進課	課長	椿原（ツバキハラ）　有希（ユキ）	○	WEB（代理）	
15		千葉県警察本部千葉市警察部	総務課長	藤代（フジシロ）　誠（マコト）	（代理）寺澤　宗	WEB（代理）	
16	公募委員	公募委員	―	清水（シミズ）　亘（ワタル）	○	会場	
17		公募委員	―	向後（コウゴ）　俊雄（トシオ）	○	会場	

事務局	ただ今から「令和８年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。 本日司会を務めます、自転車政策課企画整備班の酒井と申します。よろしくお願いします。 なお、本日の会議は公開といたします。傍聴される方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力をお願いいたします。 本日は、委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第１８条第６号により、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。 なお、道路部長の小池は所要のため、欠席させていただいております。 会議の開催に先立ちまして、自転車政策課長の角田より一言ご挨拶申しあげます。 【課長挨拶】
事務局	本日ご出席いただきました委員のご紹介につきましては、お配りした出席者名簿をもって代えさせて頂きます。 任期の間、人事異動や役員改選等により委員を変更される場合には、速やかにご連絡いただくようお願いいたします。 なお、繁名朋宏（はんなともひろ）委員につきましては、本日所要のため、代理で副長桑本英美（くわもとひでみ）様にご出席いただいております。 また、藤城誠（ふじしろまこと）委員につきましては、本日所要のため、代理で係長　寺澤宗（てらさわそう）様にご出席いただいております。 また、椿原有希（つばきはらゆき）委員につきましては、本日所要のため、代理で副主査　瓜生和希（うりゅうかずき）様にご出席いただいております。 なお、 ・一般社団法人千葉県バス協会 成田斉（なりたひとし）委員 ・千葉市青少年育成委員会会長会 篠田智子（しのだともこ）委員 におかれましては、本日、所要のため欠席される旨のご連絡を頂戴しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。 続きまして、本日の議題に関係し、新宿公園を管理しております中央・美浜公園緑地事務所の職員を紹介いたします。 「中央・美浜公園緑地事務所 所長の佐野です。」 「同事務所 維持第一班の石田です。」 最後に、事務局職員を紹介いたします。 「自転車政策課 課長の角田です。」

	「自転車政策課 企画整備班主査の栁澤です。」 「自転車政策課 企画整備班の村上です。」 「改めまして、自転車政策課企画整備班の酒井です。」 よろしくお願いいたします。 本日は、審議事項２件、報告事項２件の計４件の議題となっております。 それでは、会議をはじめさせていただきます。 正副会長を代表しまして、榛澤会長よりご挨拶を賜りたいと思います。 【会長挨拶】
事務局	榛澤会長、ありがとうございました。 議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。 ・会議次第　・出席者名簿　・席次表　・各議題資料 をお配りしております。お手元にございますか。 議事に入るにあたり、委員の皆様へお願い申し上げます。 ご発言の際は、挙手をしたのち、ご自身のお名前を仰ってからご発言願います。Ｗｅｂよりご参加の方につきましては、画面下の「リアクション」より「挙手」のボタンでお知らせください。 また、Ｗｅｂ環境からご参加の委員にお願い申し上げます。円滑な会議進行のため、ご自身が発言するとき以外は、オーディオやビデオをオフにしてください。また、なにか音声などに不具合がございましたら、画面下の「チャット」からお知らせください。 それでは、議事に入らせていただきますが、条例施行規則第 18 条第５項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、榛澤会長よろしくお願いいたします。
榛澤会長	それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 『千葉市交通安全推進協議会』の佐藤委員と、『公募委員』の清水委員にお願いいたします。
榛澤会長	それでは、議題１「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の改正について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議題１【説明】＜以下、説明資料による＞
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
清水委員	新設駐輪場のうち、誉田駅周辺について、誉田駅第１自転車駐車場が廃止となるとのことだが、これは道路の改良によるものか。同駐輪場は駅のすぐ

	脇に位置しているが、具体的にどのように使用できなくなるのか。
事務局	誉田駅南口では、街路事業により駅前広場を含めて再整備されるため、事業区域に当たる誉田駅第１自転車駐車場は廃止することとなります。 代替として、新たに整備される駅前広場の脇に誉田駅第７自転車駐車場を整備し、既存の誉田駅第４自転車駐車場（形状の一部が変更となる可能性があります。）と併せた２施設で運営する計画です。
清水委員	誉田駅第４自転車駐車場には現在管理員が配置されているが、定期利用も一時利用も将来的に機械による精算の対象となるのか。
事務局	機械式となるのは一時利用のみとなります。 管理員については、これまでの常駐から、場内を巡回して対応する方式に変更となります。朝の時間帯の整理員は配置いたしますが、管理員は常駐しない形となります。また、利用手続は全てオンラインでの手続となります。
清水委員	承知した。 《質疑応答 終了》
榛澤会長	議題１について特にご意見など無ければ、当協議会として了承することでよろしいですか。 【異議なしの声】
榛澤会長	議題１については、了承とします。 続きまして、議題２「新宿公園における自転車等放置禁止区域の指定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議題２【説明】＜以下、説明資料による＞
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
田原委員	新宿地区の町内自治会の役員をしている。実情を知らないと質問もできないと思い、昨日の午後２時半に現地を確認したところ、実際に多数の自転車が置かれていた。 現状、自転車が置かれているのは、商店街に行く方と専門学校の学生が多いためと思われる。周辺には専門学校があり、過去には、その学生と地域との間で問題が生じたこともあることから、学校に対しても駐輪場の位置について申入れをしていただきたい。外国人の学生も多いため、周知徹底が必要である。 また、商業施設に買い物に行く方が 42 パーセントもあるということなので、商業施設に対しても、駐輪場の位置についての周知徹底をお願いした

	い。 自転車を放置する方は、公園が駐輪してはいけない場所であることを認識していないと思われる。置いていけばよいと考えているのだと思うので、別の場所に駐輪するよう周知を徹底しなければ改善しないと考える。 放置禁止区域の指定は早めに実施していただきたい。
向後委員	この区間は大変良いストリートであり、何度か歩いたことがある。京成千葉中央駅からポートタワー方面にかけて、良い空間のイメージを持っていたが、現実にこれほど自転車が駐輪されているとは知らなかった。 自分がこの道を使って海側から自転車で京成の駅まで行くとすれば、どこに止めようかと考えたときに、放置が著しい場所は、舗装され管理された手頃な空間であるため、駐輪場ではないかというイメージを持つと思う。 現実に駐輪する方には住民の方も学生もおり、流動的であることから、調査結果の 121 台よりも多い実数が放置されているのではないかと考えられる。 その方々に対しては、例えばステッカーの貼付等を行い、ここには駐輪できないこと、代わりにどこに駐輪できるのかを示す表示を行い 10 月 1 日から規制がかかり駐輪できなくなることを明確に分かるような、運用をしたほうがよいのではないか。 また、外国人の方も多いと思われるため、外国語による表示を行わないと、読めなかったということになると思う。行政手続として当然実施されると思うが、これを何度か行った場合、このスケジュールで間に合うのか懸念がある。
事務局	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 まず、現場において路面表示を設置し、当該箇所が駐輪してはいけない場所であることを明示してまいります。 併せて、放置に対して注意を行う指導員を配置し、実際に放置されている自転車に対して指導を行ってまいります。 指導員がその場にいない場合でも分かるよう、自転車に張り紙を貼りながら対処してまいります。 10 月からの実施は日程的に厳しいものがありますが、地元の課題ができるだけ早期に解消できるよう、可能な限り速やかに取り組んでまいります。
向後委員	できれば自転車 1 台ずつに明確に貼付した方がよい。それが法的な根拠になると考える。写真も撮っておき、指示を行っていることを明確に示すことができる方策とした方がよい。

清水委員	遊歩道上や公園管理者が管理する場所に自転車が置かれ、住民が迷惑をしている現状は理解できる。ただし、この場所に自転車が集中する何らかの理由があると感じている。 自分は自転車を利用する立場ではあるが、当該箇所を放置禁止区域とすることに異論はなく、住民に迷惑が生じているのであれば放置自転車の撤去も必要であり、放置禁止区域の指定が実施しやすい手法であることも理解できる。 ただし、利用する立場からすると、放置禁止として一切駐輪できないこととするのは、やや乱暴な印象を持つ。例えばおゆみ野の（四季の道の）では、住民が大切にしていた遊歩道を、駅周辺に限るものの相当数削って駐輪場とした経緯があり、当時は大きな反発もあったと思われるが、十数年を経った今、遊歩道内に駐輪場があることは住民にとって当たり前の風景となっている。 なぜこの場所を利用しているのかについては把握しにくいと思う。市の調査でも、駐輪した方の行き先は把握しているものの、この場所を利用する理由は分かっていない。また、駐輪した方が、他に利用可能な駐輪場があることを知っているのかどうかも把握できていない。このため、一律に駐輪を認めないというのは、やや乱暴な印象がある。 とはいっても、スケジュールも見えてきているなかで、これを覆すことをこの場で申し上げるつもりはないが、できる限り利用者が困らないような措置、駐輪できる場所の案内をお願いしたい。また、どうしてもこの場所に集中するのであれば、公園として一定数の駐輪スペースを整備するなど、おゆみ野の遊歩道の例のような柔軟な発想があってもよいのではないか。
事務局	ご意見はごもっともと考えます。海側から来た場合、京成のガード下の駐輪場は分かりづらく、駅を越えた先にある駐輪場はなおさら分かりづらいことから、駐輪場の所在と適正な利用についての周知をしっかりと行ってまいります。 また、方針の最後に記載しております「指定後の状況を見極め、必要に応じた駐輪場の増設」についても、放置がどの程度減少するかを確認した上で、利用者が駐輪したい場所に駐輪できるよう、バランスの取れた駐輪場の配置を改めて検討してまいります。
榛澤会長	ただ今のスケジュール及び手順で進めることについて、皆様ご賛同いただけますか。 【異議なしの声】
榛澤会長	それでは、この方針に従い、清水委員からのご意見も考慮しながら進めていただければと思います。

	他に、Web でご参加の方で何かございますでしょうか。
押田委員	公園の性格上、問題はないと思っているが、公園利用者のうち、自転車で来られる方はほとんどいない認識でよいか。
中央・美浜公園緑地事務所	今回の放置禁止区域の指定に当たり、公園利用者が利用する自転車の置場についても、やや離れた場所とはなりますが、駅から数えて３つ目のブロックに既に用意しております。 今後、こうした場所があることを積極的に周知してまいります。
押田委員	公園利用の方に支障が生じては困ると思ったため、確認させていただいた。ありがとうございました。 《質疑応答 終了》
榛澤会長	議題２について、特にご意見など無ければ、当協議会として了承することでよろしいですか。 【異議なしの声】
榛澤会長	議題２についても、了承とします。
事務局	以降は報告事項となります。 まず、議題３「駐輪場の管理運営手法の見直しについて」ご説明いたします。
事務局	議題３【説明】＜以下、説明資料による＞
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。
田原委員	令和９年度から、月曜・祝日を除き毎日放置自転車の撤去を行うとのことだが、新たに放置禁止区域が指定される予定の新宿公園については、令和８年１０月からこの仕組みは適用されるのか。
事務局	年度内は既存の撤去方針により対応します。このため令和９年度以降と比べると撤去の回数は少なくなる見込みです。令和９年４月以降は、この仕組みで対応していきます。
田原委員	承知した。
清水委員	説明を聞き、令和９年度から、駐輪場の利用に関して、非常に便利になると感じた。駐輪場の空き状況は、どのように公開するのか。
事務局	定期利用、一時利用共に、空き状況をインターネット上の専用ホームページで公開する予定です。一時利用の場合、駐輪場に満・空状況がわかる表示板も設置します。 なお、現在、市の駐輪場に関するホームページは、駐輪場の場所、料金、

	受付等でページが分かれており分かりにくい状況ですが、今後、駐輪場に関するサイトが一本化されます。入口が一つになるため、迷うことは少なくなるものと考えております。
清水委員	アプリケーションをダウンロードして利用する形かとも思ったが、そうではなく、インターネットでホームページにアクセスして情報を見るという形か。
事務局	そのとおりです。専用ホームページには、市のホームページからもリンクいたします。会員でなければ見られないというものではなく、定期利用等についてはマイページの登録により手続をしていただきますが、一時利用の空き状況等は登録がなくてもご覧いただけます。
清水委員	承知した。 また、盗難に遭って放置された自転車が撤去された場合、持ち主が知らない間に撤去されていることになる。この点はどのように防ぐのか、何か手立てはあるのか。
事務局	放置されている段階では、盗難車であるのか、放置された自転車であるのかの判別はできません。このため、まずは撤去を行い、保管場に保管した後に確認することとなります。 保管後、所有者を確認する際に警察に照会し、防犯登録等から盗難車であるかどうかを確認します。撤去以前に盗難届が出ていた自転車については、引取りの際の保管手数料を免除する取扱いとしております。この場合、警察とともにお越しいただき、市は警察に引き渡し、警察から所有者に引き渡す形となります。 なお、引取りのない自転車については、保管期間の経過後に売却等により処分し、撤去に要する費用に充てております。
清水委員	承知した。防犯登録のシールは長年同じ形態であるが、例えば二次元バーコードのようにデータを登録したものとし、これを撮影することで警察が保有する防犯登録の情報にアクセスでき、盗難届の有無や所有者が分かるようになれば、データのやり取りが円滑になるのではないかと感じた。可能であれば検討していただきたい。
事務局	貴重なご意見をありがとうございます。防犯登録自体は千葉市が実施しているものではなく、警察により全国的な仕組みとして運用されているものであるため、市の駐輪場のように仕組みを大きく変えることは難しい面がございます。 ただし、貴重なご意見でありますので、機会を見て警察に意見があった旨を伝えます。

榛澤会長	保管の管理についても、バーコードの読み取り等により管理していただければありがたい。 《質疑応答 終了》
事務局	続きまして、もう１件の報告事項でございます。議題４「「千葉市指定自転車駐車場の整理に要する費用算定要綱」の改正について」ご説明いたします。
事務局	議題４【説明】＜以下、説明資料による＞
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。 《質疑応答 終了》
榛澤会長	ご質問がございませんでしたら、この方向で進めていただければありがたい。よろしくお願いいたします。 他にご意見等がございませんでしたら、これで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。これをもちまして、「令和８年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。 最後に、自転車政策課長の角田より一言ご挨拶申しあげます。 【課長挨拶】
事務局	本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。 【閉会】